

議案第 2 1 号

三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市山の学校設置及び管理条例（平成 3 1 年三次市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(4) グラウンド

別表中「（第 6 条・第 1 1 条関係）」を「（第 6 条，第 1 1 条関係）」に，

「

野外集会場	1 団体 1 日につき		1, 0 0 0 円
体育館	専用利用	アマチュアスポーツ	5 0 0 円
		アマチュアスポーツ以外	1, 2 0 0 円
	専用利用以外	半面	2 5 0 円
		1 / 4 面	1 2 0 円

」を

「

野外集会場	1 団体 1 日につき	1, 0 0 0 円
	キャンプ利用の場合は，1 泊利用（テント 1 張当たり）	2, 0 0 0 円

体育館	専用利用	アマチュアスポーツ	520円
		アマチュアスポーツ以外	1,250円
	専用利用以外	半面	260円
		1/4面	130円
グラウンド（キャンプ利用の場合）	1泊利用（テント1張当たり）		2,000円

」に改

め、同表備考第1項中「及び野外集会場」を「、野外集会場及びグラウンド」に改め、同表備考に次のように加える。

- 5 体験交流宿泊施設の宿泊利用者が、グラウンドを利用する場合は、グラウンドの利用料金を徴収しない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。